

甲府市役所西庁舎

自動販売機設置に係る仕様書

目 次

1. 自動販売機の仕様	1
(1) 規格	1
(2) 環境対策	1
(3) デザイン等	1
2. 販売品目等	1
3. 自動販売機の設置・管理・運営	1
(1) 安全対策	1
(2) 商品補充・変更・消費期限の確認	1
(3) 電気子メーター	2
(4) 売上金の回収及びつり銭の補充	2
(5) 事故・故障時の対応	2
(6) 使用済容器の回収	2
4. 費用負担	2
(1) 電気代	2
(2) 自動販売機の設置に係る費用	2
5. 貸付料	2
6. 使用上の注意	3
7. 原状回復	3

令和7年2月

甲府市役所西庁舎自動販売機設置に係る仕様書

甲府市役所西庁舎への自動販売機設置を希望する事業者（以下「設置事業者」という。）は、以下の点に留意し、入札に参加するものとする。

1. 自動販売機の仕様

（1）規格

幅（mm）	奥行き（mm）	高さ（mm）	使用可能面積（㎡）
2,200	1,100	2,000	2.42

※ 貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地、電気子メーター設置部分、使用済容器回収ボックス等の全てが収まる大きさとする。

（2）環境対策

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（省エネ法）及び「自販機自主ガイドライン」（清涼飲料自販機協議会）を遵守し、部分冷却保温機能、ヒートポンプ機能、ノンフロン対応など消費電力量の低減や環境対策機能を備えた機種とすること。

（3）デザイン等

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとする。

2. 販売品目等

（1）販売品目は、飲料水、乳製飲料、果汁飲料、コーヒー等の飲料とすること。

（2）缶、ペットボトル、ビン、紙パック等の容器とすること。

（3）販売価格は、メーカー希望小売価格以下とすること。

（4）商品の具体的な構成について協議すること。

3. 自動販売機の設置・管理・運営

（1）安全対策

自動販売機設置における安全を確保するため以下のとおり安全対策を講じること。

- ① 転倒防止のため「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会）を遵守し、できる限り施設躯体に負担が掛からない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置すること。なお、設置及び撤去にあたり、必要となる工事等に要する費用は、設置事業者の負担とする。
- ② 販売物品の安全性確保のため「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領及び規格基準」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- ③ 防犯対策のため、硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨や偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化の基準」（日本自動販売システム機械工業会）を遵守し、防犯対策を講じた機種とすること。

（2）商品補充、変更及び消費期限の確認

設置事業者は、商品の補充、変更及び消費期限の確認を行うこと。また、販売物品を起因とする事故等の発生に対しては、設置者の責任において誠実に対応すること。

(3) 電気子メーター

設置事業者は、自動販売機に使用電力計測用の電気子メーター（計量法に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置し、自動販売機に伴う電気料金を負担すること。なお、電気子メーターの設置に必要なとなる工事費に要する一切の費用は、設置事業者の負担とする。

(4) 売上金の回収及びつり銭の補充

設置事業者は、売上金の回収及びつり銭の補充を行うこと。

(5) 事故及び故障時の対応

設置事業者は、設置する自動販売機に故障発生時の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ先及び苦情については、全て設置事業者の責任において迅速に対応すること。

自動販売機の設置管理運営上の事故等について、設置事業者の責に帰する理由により発生した事故や故障は、設置事業者の責任において処理するものとし、事故や故障の原因及び内容について、速やかに施設管理者へ報告すること。

(6) 使用済容器の回収

設置事業者は、使用済容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機周辺の美化に務めること。

- ① 原則として自動販売機設置 1 台につき最低 2 基の割合で、使用済容器回収ボックスを設置すること。なお、設置に係る費用は、設置事業者の負担とする。
- ② 使用済容器回収ボックスの素材は、樹脂製又は金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済容器の溢れ、周囲に散乱することのないよう、十分な回収容積を確保すること。
- ③ 使用済容器の回収は、設置事業者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。なお、回収は開庁日のみとし、閉庁日における作業は認めない。
- ④ 使用済容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）などの関係法令に基づき、適切に行うこと。

4. 費用負担

(1) 電気代

貸付料とは別に自動販売機にかかる電気代は、設置事業者が甲府市に対して支払うものとする。

電気料金は、貸付場所を包含する施設全体の電気料金に、貸付場所を包含する施設全体の電気使用量に対する電気子メーターの電気使用量の割合を乗じた額とする。

なお、電気使用量の算出にあたっては、設置事業者の設置した電気子メーターにより、毎年度 2 回（9 月と翌年 3 月）検針を実施し、施設管理者へ報告するものとする。

(2) 自動販売機の設置に係る費用

自動販売機の設置に伴い電気工事等を必要とする場合の費用は、設置事業者の負担とする。なお、工事を施工する際は、施設管理者の指示に従うこと。

5. 貸付料

貸付料については、年額とする。

物件ごと、設置事業者として決定した者の入札金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。)をもって年額貸付料とする。

ただし、消費税法及び地方税法の改正によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、貸付料に相当額を加減した額とする。

6. 使用上の注意

貸付決定以降、貸付期間終了までの間は、以下の事項について遵守すること。

- (1) 賃貸借契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- (2) 貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行わないこと。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

7. 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、速やかに原状を回復し、施設管理者の確認を受けること。

なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を甲府市に対して求めることができない。

8. 売上状況の報告

設置事業者は、貸付物件に設置した自動販売機の1年間の売上状況(4月から翌年3月)について、甲府市から報告を求められた場合は資料(売上本数及び売上金額)を提出すること。